

富山市合宿誘致事業補助金のご案内

*申請にあたっては、事前にご連絡をお願いします。

1. 対象

対象となる団体は次のいずれかに該当する団体とする。

- ア 県外の学校等の児童、生徒又は学生で構成する各学校内の部、クラブ、サークル、ゼミナール等。
 - イ 学校等の児童、生徒又は学生が所属する県外のクラブチームや地域の協会及びそれに類するもの。
- ※ 合宿を行うことを目的に組織された団体は補助の対象となりません。

2. 要件

補助金の対象となる合宿は、次のいずれにも該当するものとします。

- (1) 合宿がおもに市内の施設において開催されること。
- (2) 合宿が市内の宿泊施設に宿泊して行われること。(宿泊施設とはホテル、旅館などを言い、合宿所、バンガロー、キャンプ場、その他これに類する施設を除く。)
- (3) 合宿が連続した日程で行われること。
- (4) 合宿に参加する学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校及び専修学校)の児童、生徒又は学生及び引率者で富山市内に宿泊する者の延べ人数(以下「延べ宿泊人数」という。)が50人以上であること。
- (5) 合宿に参加する者に富山市スポーツ大会等開催事業補助金を受ける大会に参加している者が含まれないこと。
- (6) 合宿に参加している者に富山市体験学習施設等利用助成事業補助金を受ける修学旅行等に参加している者が含まれないこと。
- (7) 政治的活動、宗教的活動若しくは営利を目的とするものでないこと。

3. 補助金額

補助金額 = A + B (A+Bの上限を200万円とします。)

A 県外の延べ宿泊人数(高校生以上) × 1,000円

B 県外の延べ宿泊人数(中学生以下) × 700円

4. 申請方法

(1) 申請時に提出していただくもの

- ① 富山市合宿誘致事業補助金交付申請書
- ② 合宿計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 合宿参加者名簿

5. 申請後に提出する書類について

(1) 申請時と補助金請求額（実績額）が同額の場合

- ①富山市合宿誘致事業補助金実績報告書
- ②合宿実績書
- ③収支決算書
- ④宿泊証明書
- ⑤請求書兼振込依頼書
- ⑥委任状（*申請者名と振込口座の名義が異なる場合）

(2) 延べ宿泊人数が減少し、補助金請求額（実績額）が減額（申請時の補助金額から 20% 以内の減額）する場合

（例）申請額 100 万円⇒実績額 80 万円

- ①富山市合宿誘致事業補助金変更（交付・承認）申請書兼事業実績報告書
- ②合宿実績書
- ③収支決算書
- ④宿泊証明書
- ⑤請求書兼振込依頼書
- ⑥委任状（*申請者名と振込口座の名義が異なる場合）

(3) 延べ宿泊人数が増加し、補助金請求額（実績額）が増額する場合

延べ宿泊人数が減少し、補助金請求額（実績額）が大幅に減額（申請時の補助金額から 20%以上の減額）する場合

（例）申請額 100 万円⇒実績額 120 万円 申請額 100 万円⇒実績額 70 万円

- ①富山市合宿誘致事業補助金変更（交付・承認）申請書
- ②合宿計画書
- ③収支予算書
- ④合宿参加者名簿
- ⑤富山市合宿誘致事業補助金実績報告書
- ⑥合宿実績書
- ⑦収支決算書
- ⑧宿泊証明書
- ⑨請求書兼振込依頼書
- ⑩委任状（*申請者名と振込口座の名義が異なる場合）

6. 補助金の交付について

補助金の交付は、富山市合宿誘致事業補助金実績報告書、または富山市合宿誘致事業補助金変更（交付・承認）申請書兼事業実績報告書の提出後になります。

（問い合わせ先）富山市新桜町 7 番 3 8 号
富山市商工労働部観光政策課
Tel : 076-443-2072 Fax : 076-443-2184
E-mail : kankoseisaku-01@city.toyama.lg.jp